

その他

障がい者虐待防止センター

障がいのある方への虐待に関わる通報や届出、支援などのご相談は、最寄の各地区保健福祉センター内に設置した「障がい者虐待防止センター」までお寄せください。

障がい者虐待防止センター	所在地	電話番号
平地区保健福祉センター	〒970-8686 平字梅本 21 (市役所本庁舎内)	(直通)0246-22-7457
小名浜地区保健福祉センター	〒971-8162 小名浜花畑町 34-2 (小名浜支所北分庁舎内)	(代表)0246-54-2111 (内線)5166
勿来・田人地区保健福祉センター	〒974-8232 錦町大島 1 (勿来支所内)	(代表)0246-63-2111 (内線)5374
常磐・遠野地区保健福祉センター	〒972-8321 常磐湯本町吹谷76-1 (常磐支所内)	(代表)0246-43-2111 (内線)5574
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	〒973-8408 内郷高坂町四方木田191 (総合保健福祉センター内)	(直通)0246-27-8691
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	〒979-0201 四倉町字西四丁目11-3 (四倉支所内)	(直通)0246-32-2114
小川・川前地区保健福祉センター	〒979-3122 小川町高萩字小路尻19-10 (小川支所内)	(直通)0246-83-1329

- 窓口対応時間及び連絡先
【平日・日中】…各地区保健福祉センター
【休日・夜間】…いわき市役所 電話 0246-22-1111

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある方と聞こえる方との会話を、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスです。

利用希望の方は、事前に日本財団電話リレーサービスのホームページから利用登録をお願いします。

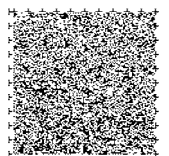
お問い合わせは、(一般財団法人)日本財団電話リレーサービス
(電話03-6275-0910) (FAX03-6275-0913) へ

広報いわき・いわき市議会だより

視覚障がいのある方々のため、市が発行している「広報いわき」と「ほうれんそう(いわき市議会だより)」を点訳したもの、または録音したものを自宅に郵送しています。

希望する方は、電話などで申し込んでください。

お問い合わせは、広報広聴課(0246-22-7402)
議会事務局総務議事課(0246-22-7535) へ



録音図書・点字図書の貸出と対面朗読サービス

いわき総合図書館では、市内に居住・在勤・在学又は、隣接市町村に居住している、目の不自由な方や活字での読書が困難な方を対象に、録音図書・点字図書の貸出、並びに対面朗読などのサービスを実施しております。

1 初めての方へ

図書館の各種サービスを受ける場合は、「図書館利用カード」の交付を受けることが必要となりますので、身体障害者手帳、居住等を確認できるもの（身分証明書等）を持参し、いわき総合図書館に申請してください。

なお、来館が困難な場合は、電話でお問い合わせください。

- 利用時間 月曜日～土曜日：午前10時～午後9時
日曜日・祝日：午前10時～午後6時
- 休館日 1月1日、整理日（毎月最終月曜日）、特別整理期間

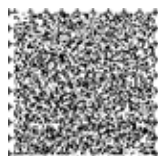
2 録音図書及び点字図書の貸出

- 貸出冊数 録音図書（カセットテープ・デジジー）、点字図書合わせて15タイトル以内
※ 郵送貸出の場合は、5タイトル以内
- 貸出期間 30日以内
- 貸出方法
 - ◆窓口貸出 身体障害者手帳をお持ちでない視覚障がい者等（活字での読書が困難な方を含む。）
 - ◆郵送貸出 身体障害者手帳をお持ちの視覚障がい者
- 利用方法 いわき総合図書館所蔵資料については、「いわき総合図書館所蔵目録」の資料の番号又はタイトル等をお伝えください。
また、「いわき総合図書館所蔵目録」については、ご希望の方に郵送いたしますのでご連絡ください。
なお、いわき総合図書館所蔵資料以外については、他館からの貸借等で3タイトルまでリクエスト（市内居住・在勤・在学の方に限る。）を受け付けます。

3 対面朗読サービス

- 実施内容 ご希望の図書・新聞・雑誌などを対面にてお読みします。
- 実施日時 毎週火・金曜日と第2・第4木曜日の午後1時10分から午後3時まで。
※ 図書館の休館日及び祝日は、ご利用できません。
- 利用方法 事前に電話等での申込みが必要となります。ボランティアの方が朗読しますが、ご希望の日時に沿えない場合があります。
※ 希望される利用日の前日午後5時までに、電話等でお申込みください。

お問い合わせは、いわき総合図書館（0246-22-5552）へ



日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

日常生活自立支援事業は、日常生活を営むのに支障のある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援するものです。

○利用できる方

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方。

※利用にあたっては、ご本人と契約を結ぶため、契約内容を理解できる方を対象としています。

○主なサービスの内容

①福祉サービスの利用援助（福祉に関する相談・助言・情報提供など）

- （例） 福祉サービスを利用するための手続き
- 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- 福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続き

②日常的な金銭管理サービス（利用者に代わってお金の出し入れを支援）

- （例） 一定の預貯金の出し入れ
- 医療費や公共料金、家賃などの日常的な支払い

③書類等の預かりサービス（大事な書類を保管）

- （例） 通帳や印鑑の預かり

※ ①を基本として、ご希望やご本人の状況などに応じて、②③のサービスを併せて利用することができます。

○利用料

相談は無料ですが、契約を結んだ後のサービスは有料です。

1回1時間あたり1,200円（1時間を超えると30分ごとに400円が加算）の利用料と交通費（実費）がかかります。

※ 生活保護を受けている方の利用料は無料です。

お問い合わせは、市社会福祉協議会（0246-23-3320）へ

障がい者歯科診療所

休日救急歯科診療所において、市内の障がい者の方を対象に、予約制で診療を行っています。障がい者歯科診療をご希望の方は、事前に予約（電話番号0246-27-8620）をお願いします。なお、予約受付は、下表に記載された日時のみとなっていますので、ご注意ください。

診療日（予約受付日）	診療時間（予約受付時間）
第1・第3水曜日	午後1時から午後4時まで
毎週木曜日	

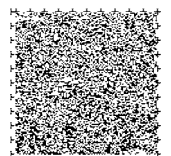
※当該日が祝日、12月31日～1月3日、8月13日～8月15日は休診となります。

○場 所 いわき市総合保健福祉センター内(1階)

○住 所 いわき市内郷高坂町四方木田191

○電 話 0246-27-8620

お問い合わせは、保健所 総務課（電話0246-27-8555）へ



成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が地域または施設において自立した生活が送れるように介護保険や障害福祉サービス等の福祉サービスを利用するための契約や支払い、また必要に応じて財産の管理等を対象者に代わって成年後見人等が行うものです。

既に判断能力が不十分な方に対する法定後見制度と判断能力が十分なうちに支援者を自ら決めておく任意後見制度があります。

○利用できる方

認知症や知的障がい、精神障がい等により日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示（契約行為）や財産管理を本人のみでは適切に行うことが困難な方が対象となります。

○内容

①法定後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方に対して、家族等が家庭裁判所に申立を行うことで、家庭裁判所が成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人）を選びます。

法定後見人等の申立については、4親等内の親族が原則ですが、対象者に身寄りがない場合は、市長が申立を行うことができます。

②任意後見制度

判断能力が十分なうちに自ら任意後見人を選び、その内容を公証役場で公正証書にしておき、判断能力が不十分になったときに家族等が家庭裁判所に申立を行うことで、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選び、任意後見人の支援が開始します。

お問い合わせは、権利擁護・成年後見センター（0246-27-8571）

または、家庭裁判所（0246-22-1321）へ

障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されました！！

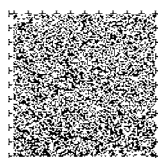
障害者差別解消法では、行政や事業者（会社や店）に「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」を求め、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

①「不当な差別的取扱いの禁止」

障がいのある人に対し、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

②「合理的配慮の提供」

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。



生活福祉資金

○事業内容

生活福祉資金貸付制度は、厚生労働省の要綱に基づき、県社会福祉協議会が実施している制度です。他の貸付制度（※）が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、目的に沿った資金を貸し付けるとともに、民生委員等による必要な相談・支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

※ 母子・父子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、その他金融機関等

○対象世帯

・低所得世帯

1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の1.7倍以下の世帯

・障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯または障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯で、1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下の世帯

・高齢者世帯

日常生活上、療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯で、1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下の世帯

○申請先 各地区協議会

○連帯保証人 資金の種類により異なります。

○貸付利子 資金の種類により異なります。

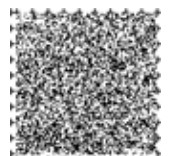
○償還方法 ゆうちよ銀行または福島県内に本店のある金融機関の預貯金口座から自動引落、または払込取扱票のいずれかを選択

○資金の種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

地区協議会一覧

地区名	所在地	電話番号	FAX番号
平地区協議会	平地区保健福祉センター内	0246-22-6441	0246-22-6441
小名浜地区協議会	小名浜地区保健福祉センター内	0246-54-2111(代)	0246-92-4531
勿来地区協議会	勿来支所内	0246-63-2111(代)	0246-77-2227
常磐地区協議会	常磐支所内	0246-43-2111(代)	0246-43-0431
内郷地区協議会	総合保健福祉センター内	0246-27-8707	0246-27-8640
四倉地区協議会	四倉支所内	0246-32-2114(代)	0246-32-2258
遠野地区協議会	遠野支所内	0246-89-2111(代)	0246-89-2823
小川地区協議会	小川支所内	0246-83-1111(代)	0246-83-1329
好間地区協議会	好間支所内	0246-36-2221(代)	0246-36-8631
三和地区協議会	三和支所内	0246-86-2111(代)	0246-86-2544
田人地区協議会	田人支所内	0246-69-2111(代)	0246-69-2337
川前地区協議会	川前支所内	0246-84-2111(代)	0246-84-2476
久之浜・大久地区協議会	久之浜・大久支所内	0246-82-2111(代)	0246-82-4412

**お問い合わせは、市社会福祉協議会（0246-23-3320）
またはお住まいの地区協議会へ**



生活福祉資金貸付条件一覧

1 総合支援資金

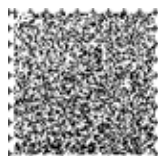
失業等により収入が減少し日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計改善支援）や求職活動を行う間の生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付する資金です。

資金の種類及び目的		貸付限度額
(1)生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(2人以上) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内
(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
(3)一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内

2 福祉資金

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用を貸付する資金です。

資金の種類及び目的		貸付限度額
(1)福祉費	①生業を営むために必要な経費	460万円以内
	②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円
	③住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円
	④福祉用具等の購入に必要な経費	170万円
	⑤障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円
	⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513万6千円
	⑦負傷または疾病の療養に係る必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないとき 170万円 1年を超えて1年6ヶ月以内 230万円
	⑧介護サービス、障がい者サービス等を受けるために必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	サービスを受ける期間が 1年を超えないとき 170万円 1年を超えて1年6ヶ月以内 230万円
	⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円
	⑩冠婚葬祭に必要な経費	50万円
	⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	
	⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	
	⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	



(生活福祉資金貸付条件一覧)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合。

資金の種類及び目的		貸付限度額
(2)緊急小口資金	①医療費又は介護費を支払ったことなどにより、一時的に生活費が不足するとき	10万円以内
	②火災等被災によって生活費が必要なとき	
	③年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき	
	④再就職にあたり、初回の給与が出るまで生活費が必要なとき	
	⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払ったことにより一時的に生活費が不足した場合	
	⑥一時的な公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき	
	⑦生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき	
	⑧給与等の盗難によって生活費が必要なとき	
	⑨その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき	

3 教育支援資金

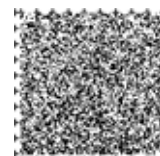
高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するために必要な経費を貸付する資金です。

資金の種類及び目的		貸付限度額
(1)教育支援費	就学に必要な経費 授業料、参考書、学用品、交通費（通学定期代）、賃貸アパート家賃など	高校 月3.5万円以内 高専 月6.0万円以内 短大 月6.0万円以内 大学 月6.5万円以内
(2)就学支度費	入学に際し必要な経費 入学金、制服、教科書等の入学時に学校に納入する経費。	50万円

4 不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯に対し、不動産を担保として貸付する資金。

資金の種類及び目的		貸付限度額
(1)不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、今お住いの一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付する資金	(居住用不動産の評価額の7割)月30万円以内
(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金	生活保護を受給中の高齢者のみの世帯、要保護の高齢者世帯に対し、今お住まいの一定の居住用不動産を担保に、生活資金を貸付する資金	ア居住用不動産の評価額の7割(集合住宅は5割) イ貸付基本額(生活扶助額の1.5倍以内)



おもいやり駐車場利用制度

○おもいやり駐車場

車いすマークのある駐車スペースのうち、施設管理者の協力（申し出）を得て「おもいやり駐車場」のステッカーが表示されている駐車スペースです。

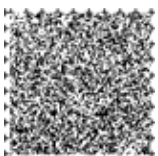
○制度の概要

歩行が一定程度困難と認められる方に、県が利用証を交付することで、店舗や公共施設などに設けられている「おもいやり駐車場」のステッカーが表示されているスペースに駐車する際に利用証を掲示する制度です。

○利用証の交付対象者

区 分		対象等級等	確認書類	
身体障がい者	視覚障がい	1級～4級	左記の手帳	
	平衡機能障がい (聴覚障がい及び音声言語機能障がいは対象外)	1級～5級		
	肢体不自由	上肢		1級～2級
		下肢		1級～6級
		体幹		1級～5級
	脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1級～2級
		移動機能		1級～6級
	心臓機能障がい	1級～4級		
	腎臓機能障がい	1級～4級		
	呼吸器機能障がい	1級～4級		
	膀胱又は直腸機能障がい	1級～4級		
	小腸機能障がい	1級～4級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級		
肝臓機能障がい	1級～4級			
知的障がい者	A (最重度・重度)	左記の受給者証		
精神障がい者	1級			
難病患者	・指定難病医療費受給者 ・特定疾患医療受給者 ・小児慢性特定疾病医療費受給者	左記の受給者証		
要支援高齢者等	・要支援1～2 ・要介護1～5	介護保険被保険者証		
妊産婦※	妊娠7ヶ月から産後3ヶ月の方	身分証明書及び母子健康手帳(親子健康手帳)		
けが又は病気の者※	歩行困難期間(最長24ヶ月)	身分証明書及び医師の診断を記載した書面		

※印の表示がある区分については、有効期限がある利用証をお渡しします。



○制度を利用するための手続き

交付対象者であることを証明する確認書類を持参のうえ、下記の申請窓口で利用証の交付申請をしてください。なお、本人以外が申請する場合、以上に加えて代理人の身分を証明するもの（運転免許証等）を持参のうえ、申請してください。

交付された利用証は、該当する駐車スペース（制度に協力する旨のステッカーが掲示されています）を利用する際に、車内に掲示してください。

※「けが又は病気の者」の区分で利用証を発行する際は、「医師の診断を記載した書面」により「歩行が困難であること」を確認します。歩行困難である状況が、今後どの程度の期間、継続する見込みかについても記載をお願いいたします。（ただし、利用証の有効期間は最長24ヶ月です。）

また、有効期限が切れてもなお利用証が必要である場合は、新たに申請が必要ですので、新たに「医師の診断を記載した書面」を取得してください。

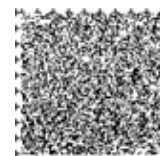
● お願い ●

有効期限が切れた利用証
利用しなくなった利用証 は、県又は市へ必ず返却してください。

○申請窓口

- ・福島県いわき地方振興局県民部福祉課（交付申請の受付及び利用証の交付を行います）
 - ・各地区保健福祉センター（交付申請の受付のみを行います）
- ※地区保健福祉センターで申請をする場合、120円切手を貼付した返信用封筒（角2サイズ）をご持参下さい。また、利用証は後日送付されます。

**お問い合わせは、福島県いわき地方振興局県民部福祉課（0246-24-6204）
または、福島県保健福祉部障がい福祉課（024-521-7170）へ**



見えづらさの相談会（視覚障がい者相談会）

福島県障がい者総合福祉センターでは、視覚に障がいがある方、見えにくいことで日常生活に不自由を感じている方、その御家族の方を対象にした相談会を実施しています。

- 対象者 福島県内に居住する視覚障がい者、見えない・見えにくいことで日常生活に不便を感じている方、その家族等。
(福祉用具の見学については、視覚障がい者団体及びボランティア等、ロービジョン支援関係者の参加も可能)
- 開催 県内で年7回程度。いわき市での開催は例年11月頃
※ 開催日時、会場等は毎年4月頃決定しますので、県や市のホームページをご覧ください。福島県障がい者総合福祉センターまたは障がい福祉課までお問い合わせください。
- 内容 医療相談、福祉制度・職業教育の相談（予約制）
(福祉用具の見学、盲導犬・白杖体験歩行（予約不要）等)
- 費用 無料
- 申込み お住まいの地域の各地区保健福祉センター

お問い合わせは、福島県障がい者総合福祉センター（024-521-2824）
障がい福祉課（0246-22-7486）へ

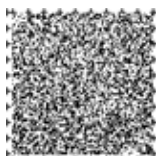
精神科救急電話相談

精神疾患を有する方や、その家族などからの緊急の精神医療相談を電話にて受け付けします。相談内容に対して助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

- 対象者 県内在住の精神科救急医療を必要としている精神疾患を有する方や、その家族等
- 電話番号 0570-783147
(相談先) 【受付時間】毎日（土、日、祝日含む）午前8時30分～午後10時00分

※ 精神科救急医療以外の精神保健福祉に関する相談については、保健福祉事務所、市保健所、精神保健福祉センター、市町村、相談支援事業所へご相談ください。

お問い合わせは、福島県障がい福祉課（024-521-8204）へ



LINE相談「こころつなぐ@福島」

こころの健康に関する悩みを、専門の相談員にLINEで相談できます。

- 相談期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 相談日時 毎日18時から22時まで（受付は21時30分まで）（土、日、祝日含む）
- 相談内容 「生きるのがつらい」「苦しい」など、こころの健康に関する悩み
- 対象者 福島県内に在住・通勤・通学している方
- その他 予約不要・匿名可能・相談無料

※ 相談が集中した場合は、その日のうちにお返事できない場合もあります。

登録方法 次の2つの方法により、友だち登録が可能です。

- ①LINEアプリの「ID検索」から、「友だち追加」の「検索」でID【@228dcnon】を検索して追加。
- ②右記2次元コードからスマートフォン、タブレット等で次の2次元コードを読み取って追加。



お問い合わせは、福島県障がい福祉課（024-521-8204）へ

こころの健康相談窓口

「不安で眠れない、夜中に目が覚める」「考えがまとまらない、何も手につかない」「食欲がない」などの困りごとがありましたら、下記相談窓口で個別に話をお聞きします。

- こころの健康相談ダイヤル 0570-064-556
(ナビダイヤル：午前9時から午後5時（平日）
午後6時30分から午後10時30分まで
(受付は午後10時まで・平日のみ)
- 福島いのちの電話 024-536-4343
(午前10時から午後10時まで（年中無休）
(毎月第3土曜日：午前10時から翌日午前10時まで)
メール相談 URL:fukushima-inochi.com/
email-consultation.html
(受付後、原則5日以内の返信になります)
- 自殺予防いのちの電話 フリーダイヤル0120-783-556
(毎日午後4時から9時まで)
(毎月10日は午前8時から翌日午前8時まで)
- 福島いのちの電話 予約制フリーダイヤル0120-556-189
・予約された日時に「福島いのちの電話」からあなたに電話をします。(予約は3日前まで)
・予約は1分半ほどかかりますが、ガイダンスに従って入力してください。

お問い合わせは、福島県障がい福祉課（024-521-8204）へ

